

2014年4月30日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

要 請 文

ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国原告団
ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国弁護団連絡会
日本原水爆被害者団体協議会

- 1 平成26年4月23日、岡山地方裁判所第2民事部（古田孝夫裁判長）は、長崎で被爆し前立腺がんを発症した原告が、前立腺がんの認定申請を却下した処分およびこれに対する異議申立てを棄却した厚生労働大臣の決定が違法であるとして国家賠償請求を求めていた事案において、原告の訴えを認める判決を言い渡した（以下「古田判決」という。）。
 - ①行政処分庁の職務上の法的義務内容について
申請に対する処分を行う権限を付与された行政庁は、申請者等から提出された証拠資料を十分に精査し、その証拠価値を真摯に評価して処分を行うべき職務上の法的義務を当該申請者である個別の国民に対して負担しているというべきである。
 - ②行政処分庁である厚生労働大臣の行為が国賠法上第1条1項違反になる要件について
このような職務上の義務に違背し、証拠資料を十分に精査せず、又はその証拠価値を真摯に評価しないで、申請を拒否する処分を行った場合において、そのような義務違背がなければ異なる処分が行われていた相当程度の可能性があったものと認められるときは、上記拒否処分を行った当該行政庁の行為は、国家賠償法第1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるといふべきである。
 - ③本件について
厚生労働大臣が、本件申請に係る審査資料一式の中に入市証明書が含まれていることを見落とし、原告の被爆者健康手帳中の被爆状況の記載を軽信し、原告が「新しい審査の方針」に定める放射性起因性を積極的に認定

する範囲の者に該当しないと判断し、本件却下処分及び本件棄却決定をしたものと推認することができ、このような見落としがなければ、少なくとも前立腺がんについては、原爆症認定が行われていた相当程度の可能性があったものと認めることができる。したがって、本件却下処分及び本件棄却決定をした厚生労働大臣の行為は、本件申請に係る証拠資料を十分に精査すべき職務上の法的義務に違背したものとして、国家賠償法第1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。

本件経緯等に照らせば、上記義務違背につき厚生労働大臣に過失があることも明らかである

原告は、本件申請に係る証拠資料につき十分な精査を受け、その証拠価値を真摯に評価された上で処分を受けるべき法的利益を有していたが、これを厚生労働大臣の前記過失ある違法行為によって侵害され、本来であれば少なくとも前立腺がんにつき原爆症認定を受けられたはずのところを本件却下処分及び本件棄却決定を受けることになったものといえることができる。これにより精神的苦痛を被ったであろうことは容易に推認されるところである。

本件申請から本件原爆症認定までに1411日を費やしているが、被告が入市証明書の写しを含む原告提出の書証の写しを受領した後は45日で本件原爆症認定に至っていることからすると、厚生労働大臣の前記義務違背がなければ、原告はより早期の段階で前立腺がんに係る原爆症認定を受けられたであろうと推認される。

- ④以上のとおり、古田判決は、原爆症認定申請に対する処分を行う権限を付与された厚生労働大臣が、申請者に対して負う職務上の義務内容を明確に設定した上で、本件申請についてかかる義務違背についての違法、過失を明確に認め、その結果、原告が被った精神的苦痛に対して慰謝料の支払いを命じたものである。

3 原告の思い

原告（昭和17年1月2日生）は、3歳の時に長崎で被爆し、被爆当日から母親に連れられて、疎開先から、爆心地からわずか400メートルのところにあった耐火煉瓦の工場まで、父や兄の消息を求めて10日間通い続けた結果、被爆し、その後、72歳になる現在まで、原爆放射線に起因する頸部がんや前立腺がんなどさまざまな疾患に苦しんできた。

現在は、頸部がんの放射線治療の晩発影響による左総頸動脈狭窄症という疾患を抱えている。

判決直後に開かれた岡山弁護士会館での記者会見において、体調が優れない

原告に代わり、原告を支えてきた妻は、古田判決を受けての夫や自分の思いを、声を詰まらせながら、次のように語っている。

「夫は、今日まで72年間、原爆によりがんをはじめさまざまな病気となり、苦しい思いで生活をしてきました。今回の判決は、原告の訴えに真摯に受け止めてくれ、よい結果となり胸のつかえがおりました。しかし、同じような杜撰な審査により泣き寝入りをしている人が多いのではないかと思います。本件裁判中に、血液の病気で長らく闘病生活を送っていた長男も亡くしました。申請時にきちんとした審査が行われて申請が認められていれば、長男のためにわずかでも力となってやれたのではないかという後悔の気持ちが消えません。

また、今後、多くの被爆者の認定申請に関わる厚生労働省は、もっと被爆者の立場に寄り添って、真剣にその職務に当たってもらいたいと思います。」

厚生労働大臣は、原告に直接会って重大な人権侵害を謝罪すべきである。

4 本件申し入れについて

今回の岡山訴訟では、疾病・障害認定審査会の原子爆弾被爆者医療分科会が、当初の認定申請を審査する際も、また、原告から改めて異議申立が出された際にも、審査に関する議事録も作成せず、また審査に関わった20名以上の委員の一人も原告から提出されていた入市証明書を見ていなかったなど、考えられないような杜撰な審査しか行っていない実態が明らかとなった。これは、現在の原爆症認定制度が構造的欠陥を有し、機能不全に陥っていることを示すものである。

以上のことを踏まえ、私たちは、厚生労働大臣に対し、以下の点を申し入れる。

- (1) 被告国は、平成26年4月23日に言い渡された岡山地方裁判所判決に対する控訴を断念すること。
- (2) 厚生労働大臣は、岡山地方裁判所判決の判決内容を重く受け止め、原告に対して自らの違法な職務上の義務違背により申請を拒否し、長期間にわたり多大な精神的苦痛を被らせたことについて、速やかに謝罪すること。
- (3) 厚生労働省は、積極認定の範囲外であるとして却下した原爆症認定申請について、今回同様の資料の見落としが無かった否かを再審査すること。
- (4) 国は、高齢の被爆者が「裁判をする必要のないように」、原爆症認定制度を、日本原水爆被害者団体協議会の提案に沿って抜本的に改定すること。

以上